

室町期の醍醐寺地藏院 — 善乗院聖通の生涯を通して —

伴 瀬 明 美

はじめに—善乗院聖通とは—

足利義満・義持・義教の三代にわたり重用された三宝院満濟については、室町時代政治史や幕府の宗教政策史研究において多くの言及がなされてきたが、近年、森茂暁氏により伝記が著されたこと¹⁾によって、満濟の出自や家族構成など、個人のプロフィールにあたる部分についても光が当てられた。森氏による伝記では、満濟の父は今小路基冬、母は出雲路殿（実名は不詳²⁾）、兄として師冬³⁾がおり、満濟は師冬の猶子となっていたと推測されること、また妹として二歳年下の西輪寺長老がいること、大原勝林院僧正良雄が伯父とみなされることなどが紹介されている。しかし、満濟の家族と推測される人々⁴⁾は他にも史料上に散見する。たとえば、醍醐寺文書には次のような二通の諷誦文が残されている。六二函一〇七号

敬白

請誦誦事

三宝衆僧御布施

右、迎先妣静雲院尊靈七々忌陰、諷誦所修如件、夫至恩高者須弥陁喻、至徳深者巨海難覃者乎、爰弟子泣案彼洪恩之太、齎歎此報酬少、于嗟、七十余廻之星歳、為夢為幻、四十九日之光陰、易移既臻、凡

厥中陰之間毎日之勤、奉修光明真言護摩四十九座、同供養法百四十七座、阿弥陀并宝篋印陀羅尼供養法各四十九座、地藏供養法百座、方今、就理趣三昧之密場、揚花磬三声之清韻、然則、幽儀頓轉五障之身器、早致九品之蓮台、乃至沙界皆到彼岸、敬白、

応永廿六年七月廿二日 仏子大僧都法印大和尚位聖通敬白

六二函一〇八号⁴⁾

敬白

請誦誦事

三宝衆僧御布施

右、迎先妣聖靈七々忌辰、諷誦所修如件、弟子深蒙生育恩、剩稟慈愛憐、報謝未及一塵、悲淚猶以千行、爰望一会齋席、佇鳴三箇梵鐘、伏願、聖靈無帰八苦旧郷、速昇九品妙台矣、敬白、

応永廿六年七月廿二日 弟子見基敬白

一〇七号にみえる「静雲院」とは、『日記』に「出雲路殿」としてあらわれる満濟の母の法名である。一〇八号には「先妣」とあるのみで故人の名は無いが、日付と「七々忌辰」が共通していること及び伝来状況から、これも出雲路殿の七七日仏事についての諷誦文と考えてよいだろう。注目されるのは、諷誦文を捧げた聖通、見基のいずれもが故人を「先妣」と呼んでいることである。とすれば、聖通と見基は出雲路殿の子と

も、すなわち満済の兄弟と考えられる。

満済の母は応永二十六年（一四一九）六月四日に亡くなった。⁽⁵⁾その葬儀は醍醐で行われたと思われる、満済は、七月二十二日の七七日仏事の結願まで醍醐に籠居した。⁽⁶⁾満済の七七日諷誦文も醍醐寺文書中に伝来していることから、おそらくこの法会には兄弟がともに臨んだのであろう。⁽⁷⁾

聖通・見基のうち、見基については管見の限り関連史料が見出せない。⁽⁸⁾しかし、聖通については『日記』をはじめとする同時代史料や聖教奥書にその名が見え、後述のように醍醐寺地蔵院の僧で善乗院と名乗っていたことが確認できる。満済の身内が醍醐寺僧になっていたこと、それも三宝院ではなく、地蔵院に入室していたことは興味深い。

鎌倉中期以降、醍醐寺では、その筆頭的法流である三宝院流を相承する院家としての三宝院、三宝院流の嫡流、そして醍醐寺座主職、それぞれの相承をめぐって、諸院家が争う状態が長く続いた。⁽⁹⁾鎌倉末期から南北朝期における地蔵院主親玄・覚雄師資は、この長い相論の起点となった遍智院成賢の嫡弟道教の嫡流を自負し、三宝院流正嫡としての自意識を強く抱いており、親玄は関東に下向して鎌倉幕府の祈祷を勤仕し、鎌倉殿御願寺の別当に補任されるとともに、京において念願の醍醐寺座主に補され、東寺一長者にも補任された。⁽¹⁰⁾その嫡弟覚雄は建武期に京と鎌倉を往復して武家護持に奉仕し、その後は室町幕府護持僧の上首の位置にあり、東寺一長者、ついで醍醐寺座主となった。⁽¹¹⁾しかし、内乱期を経て義満執政開始に至る過程で、三宝院主賢俊が武家の闕所処分慣行を梃子に諸院家を門下に組み込むことで醍醐寺における覇権を確立し、さらに、武家祈祷体制の枠組みが「祈祷方奉行」と「護持僧管領」を軸に整えられ、この両方を三宝院主が独占したことによって、院家としての三宝院の地位は醍醐寺のなかで突出したものとなった。⁽¹²⁾これにより地蔵院の地位は相対的に低下したと思われる、覚雄を最後に地蔵院は醍醐寺座主

から遠ざかり、本稿が扱う応永年間においては、三宝院満済の統括の下で地蔵院主聖快が幕府祈祷を勤仕する様子が『日記』に散見する。

しかしながら、地蔵院は三宝院の門下に入ることはなく、鎌倉時代から引き続き師資相承による継承を行っていた。また覚雄の嫡弟聖快は「此僧正時、門跡興隆、稽古随分繁榮無是非」とされ、その時代、法流は大いに興隆したという。このように注目すべき院家だが、聖快の時代、さらにそれ以降の地蔵院についてはほとんど研究がない。

そこで小稿では、満済の身内にして地蔵院僧であった聖通の足跡をたどることによって、室町期以降の地蔵院のあり方を明らかにし、加えて地蔵院への満済の関わりについても探ってみたい。

一 聖通について

聖通の人物像を明らかにするため、応永二十二年九月十七日、聖通が地蔵院において院主聖快から伝法灌頂を受けた際の史料をまずみていきたい。この伝法灌頂に関わる史料群が聖通に関する最もまとまった史料だからである。

大阿闍梨の前大僧正聖快（初名は道快、以下本文中では「聖快」に一する）は、前院主覚雄の嫡弟であり、応安四年（一三七二）に初めて義満第での五壇法において金剛夜叉阿闍梨を勤め、明徳四年（一三九三）には武家護持僧として見える。⁽¹³⁾聖快は義持期に入っても護持僧となり、五壇法の中壇阿闍梨を勤め、義持新第の鎮宅法を勤修するなど、幕府の祈祷体制のなかで重きを置かれていたとみられる。

この聖快から聖通への伝法灌頂については、非常に詳細な記録を含む複数の史料が残されている。⁽¹⁴⁾それらの中には受者の名を「聖通」とする史料と「聖円」とする史料とが含まれるが、以下に述べるように、聖円と聖通は同一人物である。史料のうち、聖円・聖通の系譜情報に関わる

はなく、満濟自らがその儀に臨席していたと推測される。準備過程から『日記』に記していることとあわせ、聖通が満濟の「舎弟」にあたるためだろう。また、伝法灌頂当日に出雲路殿が醍醐寺に入っていることも、聖通と出雲路殿の関係を考えるうえで注目される。

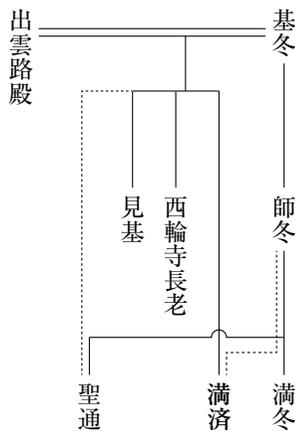
しかしながら、これらの史料からは聖通に関する系譜上の問題も明らかになる。伝法灌頂時の聖通の年齢は十九歳と記されている。これは後年の『日記』に記される彼の享年とも符合するが、そうだとすれば、聖通は満濟より二十一歳も年少となる応永五年生まれとなり、その年すでに今小路基冬は亡くなっているのである。したがって、聖通は基冬の子ではない。さらに言えば、応永二十六年に七十歳で没した出雲路殿の實子とみることも留保が必要であろう。それにもかかわらず出雲路殿を母とよび、満濟の弟と称されているとすれば、聖通は実際には彼らとどのような関係にあったのだろうか。

一つの可能性としては、聖通は今小路師冬（基冬男）の子であり、出雲路殿を養母として育てられた、ということが考えられるだろう。満濟は師冬の猶子と推定されており、聖通が師冬の子だったとすれば、満濟の弟と称されることも説明がつきやすい。今小路師冬の生没年は不明だが、師冬の子満濟の生年が至徳元年とされることから師冬の生年を推測すると、師冬と満濟は少なくとも十数歳ほど年の離れた兄弟と考えられる。師冬は応永十一年、従一位に叙されて出家²⁴、その後は史料上にあられられないことから、間もなく没したと推測される。こうした事情のもとで、聖通は出雲路殿によって養育されたのではないだろうか。

そもそも、前掲の伝法灌頂の史料において、聖通について満濟の舎弟と記されるが、聖通の父の名が記されていない点は注意すべきである。いまだ明らかにされていない出雲路殿の出自如何も含め、多様な可能性を想定しうるが、いずれにしても現段階では推測の域を出ない。

ともあれ、聖通は出雲路殿が没した時、満濟同様に籠居している。折しも応永の外寇の時期にあたっており、籠居中に異国調伏御祈の祈祷僧に入れられてしまった聖通は、満濟に相談したうえで参仕を辞退した²⁶。籠居は死者ともっとも近親にある者の服喪のあり方である。聖通が社会的に出雲路殿の子、すなわち満濟の弟として行動していたことは確かである。左に、これまでの検討結果を加えて作成した略系図を示す。

今小路家略系図



二 地藏院の継承と聖通

(一) 地藏院への入室

聖円（聖通）がいつ、どのような経緯で地藏院へ入室したかは明らかにならない。聖円という名の初見は、管見の限りでは「聖円法眼」の十八道加行結願を記す『日記』²⁸ 応永二十年六月十八日条である²⁷。すでに受法にむけて準備が始まっており、若年での伝法灌頂が予定されていることは、門跡継承者としての入室であったことをうかがわせる。同年には師匠の蔵書を借りて聖教書写も行っており（後述）、おそらく、応永二十年の時点で入室から数年が経っていると考えられる。『日記』には応

永十八年正月以降しか記事がないので、聖円が入室したと思われる時期には『日記』もなく、満済の関与や意図がどのようなものだったかは不明である。

もつとも、「はじめに」で述べたような醍醐寺における地蔵院の位置づけを考えると、聖円の入室は、満済が自身の身内に地蔵院門跡を継承させることで、実質的に地蔵院を門下に置くことを企図したのではないかと推測も浮かぶ。しかし、三宝院が醍醐寺のなかで未だ不安定な位置づけにあり、賢俊が闕所認定という手段を借りて諸院家を手に入れた南北朝期とは異なり、応永十年代において、三宝院の醍醐寺における覇権は確固としたものとなっており、満済自身も顕密仏教界において揺るぎない地位にあった。満済に三宝院門下拡大の意図がなかったと確言することはできないが、聖円入室の背景をその点に絞るのは留保すべきだろう。

一方で、聖快は地蔵院門跡の継承について問題を抱えた状況にあったと考えられる。地蔵院門跡は親玄・覚雄・聖快と三代にわたり久我家出身者によって相承されてきた。久我家は康暦年間に地蔵院へ久我荘内の田地を寄進しており、建武年間、覚雄が東下している間に醍醐寺が全焼したとき、地蔵院の聖教は久我家に預けられたため焼失を免れた³⁰。久我家と地蔵院門跡とは密な関係にあったと思われる。しかし、応永当時の地蔵院には聖快以外の久我家出身僧を見出せない。その背景には、応安ノ永徳年間の地蔵院において聖快の右腕となっており、「付法」とされていた相覚（聖快実弟、久我通相男）が嘉慶初年に鎌倉に下向し、遍照院頼印の嫡弟となっていたという事情があった。かつて覚雄が鎌倉極楽寺に預けていた聖教の返還をめぐる聖快と極楽寺が争った際、鎌倉で親玄流を自負する遍照院頼印が仲介に入り、その見返りとして相覚の鎌倉下向を要請したためである³¹。

その他の聖快の門弟たちは出自が明らかにならないが、まさにそのことと、彼らの僧官からうかがうならば、彼らはいわゆる「平民」とされる出自であったと推測される³²。聖快の兄弟である久我通宣の子は、『尊卑分脈』によれば嫡子通清のみであり、久我家からの新たな入室は期待できない状況だったのである。聖快が聖円を受け入れた背景には、院主として門跡を継ぐべき貴種の確保の必要性があったのではないだろうか³³。今小路家はどうして「貴種」とはいえなかったと指摘されているが、二条家支流今小路家の子息であり、満済の弟である聖円は、地蔵院の門弟たちの中では出自において抜きん出た存在である。筆者は、聖快から満済への働きかけがあった可能性もあると考える。

ただし、聖円が地蔵院門跡を継承するためには、史料③④に見られるように久我家の猶子になることが条件だったと思われる。猶子関係がいつ結ばれたのかは不明だが、上記のような久我家と地蔵院門跡との関係、さらに、後述する聖円（聖通）の伝法灌頂の際に明らかになる久我家の強い自意識を想起すれば、門跡相承と猶子関係とは不可分であっただろう。聖円から聖通への改名も通宣との猶子関係に由来するのではないだろうか。

(二) 持円の地蔵院入室

しかしながら、地蔵院内における聖円の位置づけは、伝法に向けた加行が始まる前からすでに微妙なものとなっていた。応永二十年三月二十三日、将軍足利義持の叔父満詮の息男（持円）が十三歳で地蔵院に入室したためである³⁵。満詮は生涯にわたって義満・義持父子と良好な関係を保った人物であった。この入室については同年正月ごろより満済も交えて日程調整などが行われており、入室にかかわる諸事は義持の前で定められた³⁶。持円と義持との間に猶子関係は確認されないが、持円という法名は義持から偏諱を受けたものだろう³⁷。地蔵院入室の四日後、持円は義

持に面謁し、法眼に直叙される⁽³⁸⁾。この一連の経緯から、持円の入室は地藏院門跡の継承を想定したものであり、室町殿一族による諸門跡継承の一事例と考えられる。

持円が入室した年の八月末、地藏院主聖快は遺言状を認めた。八月二十七日に二通、二十八日に一通の計三通⁽³⁹⁾である。七十歳という年齢のためもあるだろうが、持円を迎え、今後の地藏院門跡に思いを致したと考えられる。

二十七日付の「遺言」⁽⁴⁰⁾では、まず次期門主について、聖円と持円の名を上げ、この二人のうち「以器要之人体、伺上意可申定門主」としている。入室して半年に満たない持円が門主候補となっていることは持円が聖快のもとに入室した意味を端的に示すが、聖円が門主候補として持円と並べられていることはとりもなおさず持円入室以前の聖円の位置づけを表している。門弟らが「器用之人体」を選ぶという門跡相承のあり方を指向しながらも、「伺上意可申定門主」と指示している点に聖快の苦衷がうかがえよう。なお、新門主の「成人之間」は法印快玄・大僧都覚演・僧都覚尊の三人が守護し、経蔵の開閉など聖教の管理はすべて三人が合会してあたるように、と指示している。同日付の「遺跡事」と題されたもう一通⁽⁴¹⁾では、聖快の遺跡たるべき所領等は、義満時代に恩補に預かった日輪寺別当職以外にはほほ有名無実であること、それでも何とか門主を盛り立て、本尊・聖教を守るべきことが記されている。これら二通は門弟に向けて記されたものであろう。

二十八日付の「遺言」⁽⁴²⁾は、自ら亡き後の地藏院門跡のあり方について、本尊・聖教の管理、朝夕に門主が行うべき勤行、聖快没後の沙汰など、門跡を継承する者が心得おくべきことを言い置いた内容となっている。とくに、本尊・聖教の管理に関しては詳細であり、年若い門主が誕生した場合、それに乗じて聖教類が流出する事態を防ごうとしたものである

う。さらに「門跡相承之人可堪忍飢寒之間事」と項目をたて、いかに牢籠しようとも「烈他流之門下、令追従員外之人一事、堅可停止之」とし、他流の門下に入ることを禁じている。これらの内容から、聖快が心をくだいていたのは、聖教類の守護すなわち法流の維持、そして醍醐寺内での（おそらく三宝院を意識した）地藏院門跡の地位の保持であったことがうかがえる。

このように、応永二十年段階では次期門主は決定されてはいない。そもそも聖快が認めたのも譲状ではない。しかし、注目されるのは、応永二十年九月十日の足利義持御判御教書が「地藏院法眼御房」に対して、「任聖快僧正讓附之旨、付門跡可為永代相構^(續カ)」と日輪寺別当職を安堵していることである。とすれば、日輪寺別当職については、遺言状が認められるとともに、譲与が行われたと推測される。御判御教書の宛先は持円であろう。後述する聖教奥書から当時は聖通も法眼だったことがわかるが、「日記」では入室して間もない持円が「地藏院法眼」と称されている⁽⁴⁴⁾。この時点では次期門主の指名を行わなかった聖快だが、目下唯一の当知行所であり、聖快が義満から安堵を受けていた所職については持円に譲与し、それを機に義持の安堵を得て知行のさらなる安定を図ろうとしたのではないだろうか⁽⁴⁵⁾。

(三) 聖通の受法

このような状況のもと、この二年後に行われたのが、聖快から聖円への伝法灌頂である。長大かつ詳細な記録の伝来が示すように、東寺学頭隆禪を筆頭とする十六口の職衆を請定し、庭儀により行われた盛儀であり、「凡今度之儀、毎事嚴儀貞心⁽⁴⁶⁾以来、其例髣髴⁽⁴⁷⁾」と記されるほど地藏院門跡として総力を注いだものであった。職衆や威儀僧には三宝院僧も出仕しており、執綱や堂童子は「久我殿祇候人⁽⁴⁸⁾」が奉仕した。

注目されるのは、聖快の命により、対揚の句に「御願成弁」の語が用

いられたことである。これは通常「所願成弁」とされることを、聖快が「凡御願之詞者、宮井一人之外御願成弁不_レ沙_二汰之_一也、然而久我家門者為_二天曆_一之天子之余胤、更不_レ可_レ准_二余家_一之故、以_二宮_一・一人之准_二拋_一」てとくに「御願成弁」とさせたものである。⁽⁴⁹⁾つまり、久我家一門としての強い自意識の現れであった。とすれば、久我家の猶子としてこの伝法灌頂を受けた聖円は、聖快にとってはやはり地藏院門跡を継承すべき人物だったと推測される。

そのことは聖教奥書からもうかがえる。聖快は、応永二十二年二月から十二月にかけて、聖通のために「息災護摩初学記」全四帖をまとめている。⁽⁵⁰⁾その上巻奥書の「竊為_二聖通法眼_一拭_二老眼_一抄_二記之_一畢」という文言からは、聖快の聖通への思いが伝わってくるようである。聖円（聖通）もまた、応永二十年の「遺言」において「為_二毎日之自業_一、雖_二半紙一冊_一、無_レ懈怠_一可_レ書_二写書籍_一也」と日々の書写を督促した師の意を意識して修学に励んだと思われ、⁽⁵¹⁾応永二十年〜二十二年には聖円（聖通）の書写奥書をもつ聖教が散見する。

三 聖快の死と地藏院門跡の継承

(一) 聖快の讓状

しかし、伝法灌頂からさらに二年後の応永二十四年十月から十一月にかけて、死を前にした聖快は五通の讓状・置文を認め、そのなかで門跡継承者は持円に確定される。「日記」では十一月四日条にはじめて聖快が病気であるらしいということが記されるが、九月に二日連続で聖快から門弟への伝法灌頂が行われたこと⁽⁵²⁾から考えると、すでに七十四歳になつていた聖快は『日記』に記されるよりもっと早くから健康状態に変化がみられ、それが讓状の執筆につながつたのだらう。聖快が認めた讓状等は次の五通。⁽⁵³⁾

A 応永二十四年十月二十一日 讓状（持円宛て）

B 応永二十四年十一月一日 讓状（聖通宛て）

C 応永二十四年十一月二日 置文

D 応永二十四年十一月二十一日 讓状（持円宛て）

E 応永二十四年十一月二十一日 讓状（持円宛て）

まず讓状Aでは、右大将家法華堂職及び日輪寺別当職等、その多くは不知行となつてはいるものの、聖快が師覚雄から譲られた関東を中心とする所職・所領が持円に譲与された。その約十日後の讓状Bでは、地藏院の「嫡々相承之秘物」とされる諸本尊・曼荼羅等を聖通に譲っている。ここまでの二通では、所領は持円に譲るものの、法流の継承者は聖通と定めたようにみえるが、Bに記された本尊等は聖快が師覚雄から相承したもののごく一部であることが後の讓状から判明する。さらにこの翌日、聖快は置文Cを書く。

Cでは、本尊・聖教のこと、法流のこと、門弟らの門跡における位置づけと今後の処遇、自らの没後の追善のことなど、つまり次期門主としての心得が特定の人物にあてて詳しく指示されている。この置文に宛所はないが、門弟の最初に「善乘院事」という一条があげられ、「弥成_二乳水之思_一、互被_レ助_二威儀_一者、可_レ為_二第一本望_一者也」と記されている。善乘院とは聖通のことであるから、聖通についての指示が文中にあるとすれば、これまでの経緯もふまえ、この置文の宛先は持円と考えられる。二条目の「法流事」に「御灌頂以下大事、諸尊瑜伽御伝授等、委細快玄法印申置」云々と記されていることも、当時十七歳でいまだ聖快からの伝法を受けていなかった持円に宛てたものとしてふさわしい。

そして同月二十一日に聖快は二通の讓状を書き、讓状Dで、地藏院流が代々相承と自認する醍醐寺座主職を、次に引用する讓状Eにおいて、門跡正嫡が相承してきた本尊・聖教・靈宝等をすべて持円に譲与する。

譲与

本尊・聖教等事

一 経蔵目六在別

於「所」納聖教者、曩祖親快覺洞院法印運「渡」兩院「安置」之細狀、悉擬「当院経蔵之法宝」、具見「烈祖之讓状」、殊為「末資之券契」者乎、

一 嫡々相承台皮子四合所納聖教・靈宝等目六在別

又二合、子細同前

彼此六合皮子者、門室一流眼肝也、雖為隨逐之門弟、猶不見「知其体」、何況所「納」之聖教、豈敢得「令」握「翫」乎、堅守「師々嚴誠」、莫「任」各々自專「矣」、

一 秘仏・秘曼荼羅并本尊・祖師影像等※

伝持分悉令「委附」者也、子細見「祖師讓状」、

一 仏舍利并靈宝等目六在別

伝来之旨揆秘而不「記」、相承之弃特置而不「論」、誠是仏法王奇法之鎮護也、專為「依報正報之福田」哉、

一 衲一領唐綴

横皮一領唐錦交金

一 鏡二口此内一号唐猫

右本尊・聖教等、所「奉」讓与持円大僧都「也」、但不「及」御入壇「之間」、法流事者預「置快玄法印」者也、御受法・灌頂対「彼法印」可「有」御沙汰「、為」明「龜鏡於後代」、特染「燕弗於兼日」之状如件、

応永廿四年十一月廿一日

前大僧正聖快（花押）

ここには地藏院流が嫡々相承してきたとする本尊・聖教があげられているが、二条目の「台皮子」四合を含む皮子六合は、正嫡たる門主のみ

がその中身を把握する、いわば地藏院門跡のレガリアである⁽⁵⁴⁾。また、注目されるのは※をつけた「秘仏・秘曼荼羅并本尊・祖師影像等」である。

秘仏・秘曼荼羅・本尊・祖師影像という組み合わせは、讓状Bで聖通に讓られた「嫡々相承之秘物」の内容と重なっているためである。もつとも、「秘仏・秘曼荼羅并本尊」という括りは覚雄から道快（聖快）への讓状⁽⁵⁵⁾にもみえ、ここでは「秘仏・秘曼荼羅以下本尊数百鋪目六在別」とされていることから、Bで聖通に讓られたものは数百鋪のうちのごく一部であることがわかるが、聖快自身が「秘尊・秘曼荼羅・靈宝等輒莫「免」他見」、縦雖「為」伝持之人」、一代兩三度之外不可「開」之⁽⁵⁶⁾とまで記す嫡々相承の秘物を、たとえ一部分であっても、聖通に讓ることの意味は小さくなく、あらためて聖快の聖通への思い入れがうかがえる。問題は、※の中にBでの讓与分が含まれているか、いないかである。前者ならば、いったん聖通に讓つたものを改めて持円に譲り直したことになる。後者ならば、聖快は聖通のために分割讓与を行ったことになる。筆者は、B讓状からE讓状の間に二十日近い時間があることから、聖快は一旦聖通に分与を考えたものの、その後考えを改め、E讓状において「伝持分悉令「委附」者也」の言葉どおり、すべてを持円に讓与したのではないかと考えておきたい⁽⁵⁷⁾。

E讓状の末尾には「但不「及」御入壇」之間、法流事者預「置快玄法印」、御受法灌頂対「彼法印」可「有」御沙汰」とあり、持円が聖快からの伝法灌頂を受けないまま、地藏院の次期門主に定められたことがわかる。聖通は次期門主から退けられ、同時に久我家一族による地藏院門跡の相承もおわつた。聖快は同年十二月十一日に没する。

(二) 継承者決定の背景

聖快が応永二十年の「遺言」の内容を二十四年に全く異なるものに改めたのはなぜだろうか。むろん、前述のように、持円による地藏院門跡

の継承は応永二十年の持円入室段階で既定路線となったと考えられ、二十四年の譲状ではそれを文書として明示したに過ぎないともいえる。それでも聖快には聖通を正嫡としたい思いがあったことは前述のとおりだが、結局、聖快はその思いを封印した。その経緯を考えるにあたり指摘しておきたいのが、応永二十二年、室町殿足利義持と久我家の間に起こった事件である。

応永二十二年十一月二十一日、称光天皇の大嘗会が挙行された。二十二日には悠紀節会、二十三日には主基節会が行われたが、二十三日の内弁をつとめていた久我通宣が、天皇の冠に挿頭花を差すのは誰かという問題をめぐって、内大臣として参任していた足利義持の激しい怒りを行い、通宣は右大将・権大納言を罷免されたうえ、所領源氏町も没収され、丹波に下向して籠居するに至ったのである。⁽⁵⁸⁾伏見宮貞成王は「称光院大嘗会御記」のなかで、これは挿頭花の取扱いについて、関白一条経嗣が通宣に前日の経緯をふまえた適切な助言を行なわなかったことから起こったことで、義持の怒りの激しさは理解しがたいと記し、通宣に同情している。

大嘗会への参仕をめぐっては、通宣のほかにも、方違行幸に遅参した洞院満季・正親町実秀・万里小路時房が室町殿への出仕をとどめられ、方違行幸・太政官庁行幸と失敗を重ねた海住山清房は藏人頭を自ら辞し、籠居したうえに義持から所領を没収されるといふように処罰者が相次いだ。自らの落ち度とはいえない理由で通宣に下された罰は異常なほどに重い。久我通宣が許されるのは応永二十五年であり、それまでの三年間、久我家は朝廷から姿を消すことになった。

この事件は、久我通宣の猶子である聖通への伝法灌頂があたかも次期門主へのそれであるかのごとき盛儀によって行われたわずか二ヶ月後におこった。

義持の久我通宣への異常なほどの勘気の理由は史料上では明らかにならず、地蔵院の継承問題との関連性も不明である。⁽⁶⁰⁾しかし、この大嘗会の一件は、義持の意向に逆らうことの危険を聖快に改めて認識させ、持円を門跡継承者にすることを決断させる機会となったのではないだろうか。室町幕府草創期以来、公武の祈祷を勤仕してきた門跡としての地位を保つためには、新門主は室町殿の認める人物でなければならず、室町殿義持の後援を得て入室した持円が次期門主になるのは必然であったといえよう。

ところで、聖通と満済との関係を考えるならば、満済は地蔵院門跡相承をめぐる問題の当事者の一人といえる。したがって満済がどのように動いたかは注目すべき事項だが、『日記』には、地蔵院の相承をめぐる問題については明確なことは全く記されていない。この問題に関係する記事である可能性が考えられるのは、聖快が没するほぼひと月前、応永二十四年十一月四日条の記事である。⁽⁶¹⁾

地蔵院僧(護摩力)所(巻カ)勞(献カ)□□□□由昨夕伝聞間、入寺、□□□□遍智院僧正筆□□□□為遺物□□□□即時出京、

この記事からわかるのは、聖快が病気であることを十一月三日の夕に聞いた満済が翌四日に法身院から醍醐寺に入ったこと。そして、満済と聖快との間で聖快に関して何らかのやりとりがあったと推測されること。その後、満済はすぐに京中に戻ったことである。十一月四日は、譲状B・Cが相次いで書かれた直後でもあり、二人のやりとりは、譲状の内容に関わることだった可能性もあるが、Cにみえる満済に貸出し中だった地蔵院聖教についてのことも考えられる。むろん、それら以外の可能性もあり、満済にとって、聖快が病気と聞いて急ぎ行動しなければならぬ事情があったことは確かだが、その内容は明らかにならない。前述のように、満済が地蔵院の相承に関する可能性があることを記し

ているのはこの箇所のみで、次に聖快のことが『日記』に現れるのは、没したことを記す十二月十一日条の短い記事である。その次に『日記』に「地蔵院」の字がみえるのは、翌年五月に足利満詮が没したことに由り、満詮邸に「地蔵院」をはじめとするその子息（満詮の男子はすべて僧籍に入った）が参会したことを記した同年五月十四日条となる。

結局のところ、史料が残らない以上、この問題に關しての満済の意圖と行動は未解明とせざるを得ない。しかし、持円の地蔵院入室が決まった時点で、満済のなかでは聖通の門跡継承はなくなっていたと考える。

前述のように、聖通の地蔵院入室について満済がどのような意圖をもっていたかも不明だが、満済の意に反しての聖通の入室は考えがたく、聖通の入室当初は、その門跡継承に積極的であったと思われる。しかし、いったん義持の意圖が示された後は、満済がいかに室町殿義持の信頼が篤いとはいえ、逆にそれゆえにこそ、聖快に与するという選択肢は満済にはなかったであろう。そもそも三宝院門跡を継ぐべき位置づけにあった満済の弟子宝池院義賢も、持円と同じく満詮の息子であった。

持円入室後の満済の関心は、醍醐寺系護持僧として重要な修法を勤仕してきた地蔵院の法流が聖快から次代へ確実に継承されるのかという問題に移ったのではないだろうか。聖通の伝法灌頂への満済の協力と満済自身が見せた関心は、そのような立場からのものもあつたと考える。

四 その後の聖通と地蔵院

久我通宣は応永二十五年六月に許され、当時籠居していた久我莊から帰京し、その息子三位中将清通が中納言に昇進することによって久我家への義持の勘発自体は解消したが、地蔵院の相承に影響することがなかったことは言うまでもない。

そして聖通も、門跡の継承はなくなったものの、地蔵院僧でありつづ

けた。義持の命により応永三十三年五月一日から行われた東寺・山門・寺門諸門跡による百万反慈悲救呪では、東寺分のうち醍醐寺分十萬反が法身院・隨心院・地蔵院・山上・山下に振り分けられ、地蔵院では院主（持円）・善乗院僧正（聖通）・善乗院出世快助の三人が毎日千反、計三千反を担当している。このとき聖通は僧正になっているが、僧正昇任の時期は不明である。

(一) 持円の門跡継承

聖快亡き後、地蔵院門跡の法流継承は綱渡りを続けることになった。持円への付法をはじめとして門流の本尊・聖教の預置きなどの重事を前門主聖快から委ねられた快玄は、応永二十七年三月二十八日に権僧正持円への伝法灌頂を行った。しかし、快玄はその年十二月二日に没してしまふ。聖快が没してからわずか三年である。左の快玄付法状は、宛先は無いが、内容からみて持円に宛てられたものである。

御灌頂并門跡御相承之宗大事等、故門主任^(聖快)被^レ仰置候之旨上、既悉授申入候間、御法流事於^レ于^レ今者御心安存候間、冥顯本望無^レ極候、但秘鈔以下御伝受事、依^レ身之病氣不^レ事終候之条遺恨之至候、乍^レ去私本尊・聖教以下預^レ置弘乗僧都^レ候之上者、所詮対^レ彼御伝授不^レ可^レ有^レ子細^レ候、就中、御不^レ審事候者、同彼僧都可^レ有^レ御尋^レ候、以^レ清浄光院々家事^レ、為^レ御計^レ、未来無^レ相違^レ様可^レ有^レ御沙汰^レ、仍^レ為^レ後謹言上如^レ件、

応永廿七年九月十二日

権僧正法印大和尚位快玄

「御法流事於^レ于^レ今者御心安存候」とあるが、快玄が病体であったため秘抄以下の伝授については授けることができず、それらの付法はさらに弘乗に託された。

このように法流伝授において不完全な状態にあった持円だが、応永二十七年中には幕府護持僧に補されたと考えられる。というのは、応永二

十八年正月八日に持円が護持僧として初めて新年の室町殿への護持僧参賀に加わっているからである。⁽⁶⁸⁾また、同年五月に地藏院に当番がまわってきた月次御祈北斗法勤仕にあたって、満済は「今年雖□入壇、□修法⁽⁶⁹⁾□未⁽⁷⁰⁾被⁽⁷¹⁾勤仕一間」、北斗法以下御祈は持円ではなく手代の覚演が勤仕したが、快玄の死後は覚演が手代を勤仕していると記し、さらに「去年中ハ快玄僧正両度手代勤仕云々」と記しているからである。持円はおそらく応永二十七年中の五月より前に護持僧に補され、その後二度回ってきた月次壇所は快玄の手代によって勤仕し、快玄の死後は覚演が手代を引き継いだのだろう。持円は翌二十九年正月の護持僧参賀でも、いまだ修法始を行っていないとして將軍の加持を行わず、同年七月二十三日から二十九日にかけて室町殿にて修法始を行い、これによって名実ともに護持僧となった。

聖快と快玄という法流継承の中核を立て続けに失ったことは、地藏院門跡にとって危機的状況であった。そのなかで、新門主が、臍次も浅く、法流伝授においても不完全ゆえにまだ御修法が勤仕できないにもかかわらず公武の護持僧となりえたことには、室町殿の一族を門主に迎えていたということが大きく作用したであろう。

ただし、持円の修法始を聴聞した満済は、持円に秘抄等を伝授した弘乗が壇行事を務めるのを見て、「当時阿闍梨師範、秘抄以下就弘乗僧都⁽⁷²⁾伝受、師匠伴僧先例在⁽⁷³⁾之哉如何」と記し、修法始に持円が一字金輪法を修したことにしても、先師聖快・祖師覚雄等の例と異なると記している。さらに、表白以下作法には「凡無⁽⁷⁴⁾異失」としながらも、修法中に気づいた不審事についてその夜のうちに直接持円に聞いただし、持円から「当流如此沙汰」との答えを得ると、自分は先師聖快の修法をたびたび聴聞しているがそのようなことはなかった、と記している。また壇木の本数は如法とはいえ聖快とは異なっている、快玄はそうして

いたということなので、灌頂師匠である快玄の法にならったか、とも記しており、満済のチェックは細部に及ぶ。

護持僧を統括する立場にあった満済が新任護持僧の修法始に目を配ることは不自然とはいえないが、この日の満済の記述から受ける印象は、持円が地藏院正統の修法次第を確かに継承しているのかという点への疑い、そして持円が聖快から直接の付法を受けていないことへのこだわりである。満済は『日記』応永三十一年三月二十六日条でも、弘乗について、かつて快玄が住し、称号とした清浄光院に住んでいるが、院号の称は興隆に功あつた快玄に特別に許したもので弘乗はその号を称するには及んでいないとしたうえで、「当時地藏院院主師匠也、但不⁽⁷⁵⁾及⁽⁷⁶⁾印可灌頂儀⁽⁷⁷⁾、只諸尊法秘抄等伝受云々、非⁽⁷⁸⁾印可灌頂資⁽⁷⁹⁾、秘抄等伝受、未⁽⁸⁰⁾聞⁽⁸¹⁾其例如何」と記す。持円が弘乗から諸尊秘抄を伝授されたのは快玄が早逝したためであり、持円の落ち度ではないにもかかわらずである。

満済の日ごらの日記の書き様がおおむね淡泊であることを考えると、ここまでのこだわりを見せたことからは、満済にとって持円の門流継承が中心にわだかまりを残すものであったことがうかがえよう。

(二) 聖通のその後

持円が護持僧としての活動を本格化すると、『日記』には「地藏院（持円）の名が頻出する一方で、聖通の名は前掲の百万反慈救呪の記事以降、その死没に至るまで全く記されなかった。

しかし、聖通と満済との関わりが絶たれたわけではない。『日記』応永三十二年八月記の紙背には次のような聖通の書状が残っている。

当郷事可⁽⁸²⁾致⁽⁸³⁾直務⁽⁸⁴⁾之由申入候処、不⁽⁸⁵⁾可⁽⁸⁶⁾有⁽⁸⁷⁾子細⁽⁸⁸⁾之由被⁽⁸⁹⁾仰出候、畏入存候、就⁽⁹⁰⁾其者、鈴村多年致⁽⁹¹⁾粉骨⁽⁹²⁾候処、今依⁽⁹³⁾在国⁽⁹⁴⁾如⁽⁹⁵⁾此申沙汰、且上意至非⁽⁹⁶⁾無⁽⁹⁷⁾其憚⁽⁹⁸⁾候、雖⁽⁹⁹⁾然既在国上者無⁽¹⁰⁰⁾力事候哉、

随而如^レ此申状、猶々雖^レ恐憚存候^一、自然可^レ然候在所出来候者、可^レ被^レ仰付鈴村^一候者、目出度可^レ畏存^一候、聖通当年計いかにも可^レ堪忍仕^一候、此由以^レ機嫌^一、可^レ然之様可^レ下^二披露^一給上候、恐々謹言、

卯月廿三日

聖通上

加賀代殿

書状の実質的な宛先は満済である。「当郷」について、『大日本古文書』は「伊勢国棚橋郷カ」と比定する。その根拠は、『日記』応永二十五年七月七日条の「証賢法橋於伊勢山田不[□]死^{（横力）}、去三日事云々、[□]彼死骸今日上洛、鈴村入道無為云々、就棚橋事向[□]下向[□]細云々、不便々々、」（傍線筆者）という記事と思われる。伊勢国度会郡棚橋郷は建武三年八月の前大僧正賢助遺領目録⁽⁷⁵⁾において、遺領である伊勢国法楽寺の寺領の一つとしてみえる。また、満済に対して三宝院門跡領・醍醐寺以下寺社の管領を安堵した応永六年三月二十二日の足利義満御判御教書案に継がれて伝来した三宝院管領所職所領目録案には「一金剛輪院／院領伊勢国棚橋太神宮寺法楽寺并未寺等領」と記されており、三宝院管領下の金剛輪院の所領となっていたことがわかる。応永六年には「伊勢国棚橋法楽寺領同国桑名神戸・伊向神田・末吉・末正名・泊浦・小浜郷等」について、同七年には「伊勢国棚橋法楽寺領同国末吉・末正両名・泊浦・小浜郷等」について、押領の停止と三宝院雜掌への沙汰付け命令が幕府から出されている。⁽⁷⁸⁾前掲の『日記』の記事は欠損が多いため解釈が難しいが、当該地の三宝院による知行は応永二十五年に至っても困難な状況にあり、証賢法橋と鈴村入道が在地に派遣されたが途中で難に遭い、証賢法橋は死亡した、というような内容と推測される。「鈴村」ないし「鈴村入道」に関わる同時代の史料は管見の限りこの二つ以外には見えないため、両者の関係は明らかにならない。したがって、「当郷」

の比定は不確定とせざるをえず、聖通書状の内容も、「当郷」の直務を許されたこと、については多年粉骨してきた鈴村には代替地を宛行つてほしいと願っていることなどが読み取れるものの、詳細な背景は不明である。ただ少なくとも聖通が満済管領の所領の知行に関わっていたことは確かである。もはや地藏院門跡の継承から遠ざかった聖通は、兄である満済の経済的な庇護下に入ったのだろう。

『日記』の応永三十年以降の冊子本には紙背文書⁽⁷⁹⁾として満済宛ての書状や奉書、満済の書状土代が多く伝来し、そこには聖通のみならず、西輪寺殿、今小路家持冬、満済の身内とされる春林周藤⁽⁸¹⁾など、満済の兄弟・親族が現れ、公事・所領経営に関する室町殿への口入の依頼、催事、贈答、その他物品の調達等々について、満済と、あるいは満済の弟子宝池院義賢との間でやりとりをしていたことがわかり、彼らが満済個人や三宝院門跡と日ごろから密な関わりを保っていたことがうかがえる。書状の多くは断簡であるため、得られる情報も断片的だが、満済は『日記』の表側の記述から想像する以上に親族と日常的に交流をもち、経済的なつながりを有していたのではないだろうか。聖通も、地藏院僧である一方で、こうしたつながりの中にあっただろう。

聖通は、応永三十四年八月四日未刻、三十一歳の若さで没した。『日記』は次のように記す。

善乗院僧正聖通入滅、^{年卅}正念云々、於^二出雲尼衆寺西輪寺^一歸寂、賢能僧都自^二去月廿六日^一看病、終焉事等勸^レ之云云、其子細今日西終入寺參申了、今日未剋計云々、

西輪寺は、『日記』中に「西輪寺殿」とみえる満済の妹が住持をつとめていた尼寺で、「出雲」という名称は満済の生母出雲路殿との関係がうかがわれる。満済は毎年正月二十日に出雲路殿のもとを訪問することを恒例としていたが、⁽⁸²⁾出雲路殿の没後には同日に西輪寺を訪ねることを

恒例としたことからも、西輪寺が出雲路殿、ひいてはその子たちと深い関わりをもっていたことが推測できる。西輪寺殿自身はこの年二月十三日、聖通に先んじて没していたが、この寺が尼寺でありながら聖通の終焉の場となったのは、西輪寺と出雲路殿母子との関わりによるものだろう。聖通を看病し最期を看取り、満済にその報をもたらしした賢能僧都は地蔵院の僧であるが、この終焉のあり方は、地蔵院門跡における聖通の位置づけをうかがわせるものといえよう。一時は門跡継者に擬され、門流の正嫡である聖快から伝法灌頂を受けたにもかかわらず、聖通の名が血脈類に残っていないことにも、それが如実に表れている。

なお、聖通の葬儀に関わる史料は見出せないが、満済は聖通の年忌仏事を営んでおり、「善乗院出世」として前掲史料にみえる快助は、聖通の没後は満済の下で諸役に従っていることが『日記』に散見する。

おわりに―持円と義快―

満済の弟とされる一僧侶の生涯を追うことで、これまで注目されなかった聖快以降の地蔵院の様相、とくに門主・法流の継承をめぐる諸問題を明らかにし、それらへの満済の関わりについても考察を加えた。微細な事柄の紹介に終始したが、今後の研究につながるものとなれば幸いである。

むすびにかえて、院家としての地蔵院のその後に触れておきたい。門主持円は足利義政の代に至っても幕府護持僧に補され、正長二年（一四二八）の足利義宣（義教）の元服においては、代々の地蔵院主の例にならない、元服御祈（元服に先立ちその無為遂行を祈る）を勤仕している。しかし一方で、門跡自体については、聖快の時代について「繁栄無是非」と評された興隆はみられなかったのではないかと思われる。

前述した応永二十九年の持円の御修法始においては、本来は良家出身

僧が扈從を務めるところ、地蔵院門跡中には良家の門弟がなく、三寶院門跡に頼るも、良家門弟が他門跡の門弟を兼ねる例はないと断られ、三寶院門跡の出世僧弘豪が平民ながら扈從をつとめた。永享五年（一四三三）三月、持円が東寺寺務となって拜堂を行った際にも「今度扈從事任三旧儀良家輩可三召具一処、其仁体彼門弟一人毛無レ之」という状況は変わっておらず、実兄宝池院義賢に頼ったが拒絶され、寺務坊の出世僧賢能を扈從としたが、満済は「平民扈從先例在レ之歟如何」と批判している⁽⁸⁸⁾。修法の伴僧を勤めるべき僧が足らず、義賢を通じて三寶院門弟を借り受けることもあった。門下に良家子弟がいないうことと併せ、門跡としての勢威の凋落が表れているのではないだろうか。

また、持円は経済的に不如意な状況にあつたのかと想像させる史料もある。持円が小袖を義賢に無心し、義賢は「彼方計会不便候間」、満済にも小袖を供与してほしい由を願う書状が残っている⁽⁹⁰⁾。

しかし、そうしたなかでも地蔵院門跡は継承されて行った。持円の次の門主候補に関しては、永享六年正月の『日記』に次のような記事がある⁽⁹¹⁾。

地蔵院附弟事、日比契約久我前右府舎弟未_レ及_二入室_一、当年既廿一歳也、于_レ今如_二牛飼童_一居_二家門_一間、於_レ今ハ附弟出家儀不_レ可_レ叶歟、且不_レ可_レ然由、兄右府旧冬此門跡へ来、種々述懐間、其由今日具申入処、尤歟、然者可_二三元服_一条、為_二朝用_一公平歟、但可_レ為_二可_レ被_二入室_一、其由可_二申遣_一云々、

この日、満済は室町殿足利義教のもとに参上し、地蔵院付弟に関して前右大臣久我清通が直接満済を訪れ相談に及んだ件について義教に申し入れた。清通は、弟が地蔵院の附弟となる約定があつたが、実現しないまま二十一歳にもなつていまだ童形のままで家におり、ここに至つては出家もできない、と満済に訴え、口入を願つたようである。二十一歳とい

うことは、誕生したのは久我通宣の失脚直前かと思われる。清通弟が地藏院附弟となる約定はいつごろなされたのか不明で、持円がその約定を實現しなかった事情も不明だが、久我家が地藏院を諦めてはいなかったことはわかる。しかし、この件を取り継いだ満済に対して義教は、それでは清通弟については元服させよとにもなく、地藏院附弟については徳大寺公有の弟を入室させるのでそのように申し伝えよ、と命じた。ちなみにこの永享六年の六月には、公有のもう一人の弟が義教の猶子として妙法院門跡に入室している⁽⁹²⁾。

十五世紀後半の東寺僧にして地藏院の法流を享け、その門弟であった宗承の記録『見聞雜記』寛正七年（一四六六）二月九日条には「丑刻、地藏院殿^{六十}、御他界、」とみえる。「地藏院殿」の名は記されていないが、年齢から持円と比定できる。持円は寛正七年二月九日に没した⁽⁹³⁾。しかし、このとき門跡を継いだのは、義教によって入室が定められた徳大寺公有弟ではなかった。右の記事について「新門主御得度同九日」と記されていることから、新門主は、持円の没日に急遽得度するほどの年少であったと思われるからである。永享六年に十二歳だった徳大寺公有の弟であるなら、すでに四十歳を超えているはずである。なんらかの事情によって公有以外の人物が次期門主となったのだろう⁽⁹⁴⁾。

本稿で度々用いた地藏院代々の譲状のなかに寛正七年二月九日付の「前大僧正」某の置文がある⁽⁹⁵⁾。伝来の状況と僧官から持円が死の直前に書いた置文と推測されるが、それによれば、経藏以下本尊・聖教等を譲与されている「禪師御房」はまだ「不及入壇」ため、四度加行・灌頂等の沙汰も含め、法流を宗寿法印に預け置く、とされている。たしかに、まさにこの日に得度したのであるから、入壇ところではないはずである。かつて持円自身がそうであったように、持円の次代への法流継承も、門主から門主への直接継承ではなく、門弟を通じての継承となったという

ことになる。

ところで、東寺百合文書には、寛正七年二月九日付の前大僧正義快なる人物の譲状がある⁽⁹⁶⁾。「譲与／門跡等所職所領、自先師僧正一相伝之分、悉奉譲禪師御房候、早安堵之御判預申沙汰候者、悦入候、恐々謹言」というもので、日付といい、「禪師御房」という文言といい、先に持円のものとした前大僧正置文と対になるものといえよう⁽⁹⁷⁾。しかし、義快とは誰か。結論を先に言えば、筆者は、持円が改名したのではないかと考える。論拠としては、まず、前大僧正置文で「禪師御房」への伝法を委ねられている宗寿が、宝徳二年（一四五〇）に前大僧正法印義快から伝法灌頂を受けていることがあげられる。その際の紹文で義快は、自分は「先師権僧正」から印可を受けたと記している。聖快は（ちなみに持円も）極官は大僧正であり、室町期の地藏院門跡において正嫡の法流伝授に関わり、「権僧正」であったのは快玄である。快玄から伝法を受け大僧正に至った人物が持円の他にいたとは考えにくい。また、『醍醐寺新要録』地藏院篇の血脈では、「前略」覚雄―道快―快玄―義快―宗寿―通快（下略）とあり、「野澤血脈」でも「前略」覚雄―聖快―快玄―義快―宗寿―通快（下略）になっており、持円のいるべき位置が義快となっていることも、持円＝義快と考える論拠の一つである。俗系の系図においては、『系図纂要』『諸家系図纂』では満詮の子女に持円と義快が並んで記されており、これは改名を別人と誤認したものかと思われる⁽⁹⁸⁾。「持円」の名が史料上で確認される史料は、筆者の管見の限りでは、永享十一年（一四三九）四月二十八日の「護持僧交名写」がもっとも遅く、対して、「義快」の名が最も早くみえるのは文安三年（一四四四）二月十三日の印信であり、二つの名前が併存することはない。粗粗の調査ではあるが、本稿では持円は後に義快に改名したと考えておきたい⁽⁹⁹⁾。

『見聞雜記』によれば、文明元年（一四六九）八月から九月にかけて、

地藏院累代の本尊・聖教類は醍醐寺地藏院から東寺西院へ移され、九月二十日に新門主（前掲の血脈によれば通快か）の伝法灌頂が完了した。その後の地藏院門跡や地藏院に関わる文書の伝来も検討すべき課題だが、すべて今後の研究に俟ちたい。

〔注〕

- (1) 森茂暁『満濟―天下の義者、公方ことに御周章―』（ミネルヴァ日本評伝選、ミネルヴァ書房、二〇〇四年）。以下森氏の見解は本書による。
- (2) 森氏は、満濟の継母として『日記』応永二十年七月二日条にその帰寂が記される「聖護院老母」をあげ、満濟の実兄師冬の室である聖護院坊官帥法印源意の女「白川殿」であるとす。しかし、当該条の「聖護院老母」とは、聖護院道意の母ではないだろうか。同日条には、当月の月次壇所の番にあたっていたので「手替」を用いた由が記されるが、これは満濟自身のことではなく、聖護院がそのような措置をしたということを書き記したと思われる。この時期の満濟は四月と六月に月次壇所番を勤めていることが『日記』に見え、七月は番ではない。同年八月十八日条に聖護院道意が「籠居」中と記されているのも、母の喪に服しているためと考えられよう。森氏も懸念されるように、関係者間の年齢を考えると、応永二十年に九十歳で没した女性が師冬の室、満冬の母であることは考えづらい。なお本稿で用いる『日記』は特にことわらない限り『続群書類従 補遺一』を用いており、引用もここから行う。
- (3) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳『醍醐寺文書』一七六、五〇丁。以下、単に写真帳という場合、東京大学史料編纂所架蔵のものを指す。
- (4) 同右、五二丁。
- (5) 『日記』応永二十六年六月四日条。『常楽記』は、満濟母の享年を七十二歳とする。これは、一〇七号の諷誦文に「七十余廻之星歳」とあることと符合する。
- (6) 『日記』七月二十二日条では、七七日法会結願の後、醍醐菩提寺から某院（翌日条からすると妙法院）へ移っていることから、籠居していたの

は菩提寺だったと推測される。

- (7) 二十五函四〇号、写真帳『醍醐寺文書』六四、六〇丁。
- (8) 満濟の妹西輪寺殿の実名である可能性は考えられる。
- (9) 藤井雅子『中世醍醐寺と真言密教』第一部第一章・第二章（勉誠出版、二〇〇八年）。
- (10) 石田浩子「醍醐寺地藏院親玄の関東下向―鎌倉幕府勤仕僧をめぐる一考察―」（『ヒストリア』一九〇、二〇〇四年六月）。石田氏は、親玄の下向や鎌倉での活動の背景に醍醐寺内における諸相論があったと指摘している。
- (11) 石田浩子「南北朝初期における地藏院親玄流と武家護持」（『日本史研究』五四三、二〇〇七年十一月）。
- (12) 大田壮一郎「室町殿の宗教構想と武家祈禱」（『室町幕府の政治と宗教』、二〇一四年、塙書房）。初出は二〇〇四年。
- (13) 『密宗血脈鈔』下（『続真言宗全書』二二五所収）。
- (14) 『大日本史料』第六編之三十四、応安四年五月十日条。
- (15) 明徳四年六月二十九日、早魃のため七壇水天供が修された際の関係史料を参照（『大日本史料』第七編之十一、当日条所収）。
- (16) 『五壇法記』（『大日本史料』第七編之十一、応永十五年十一月十日条所収）。
- (17) 『東寺王代記』（『大日本史料』第七編之十二、応永十六年十月十七日条所収）。
- (18) 『大日本史料』第七編之二十三、応永二十二年年末雜載社寺条、二七八頁～三三八頁。後掲の史料①～④もここに掲載されている。
- (19) 『大日本古文书 醍醐寺文書之十一』二五四八号。
- (20) 東京大学史料編纂所架蔵レクテグラフ『成實堂古文书』一三四所収。
- (21) 『金剛界念誦私記』書写奥書（『大日本史料』第七編之十九、一六九頁）。
- (22) 『東寺金剛藏聖教目録』十七所収「孔雀経御修法記（建久三年）」書写奥書（『大日本史料』第七編之二十三、四一三頁）ほか。
- (23) 『日記』応永二十二年九月十七日条。
- (24) 『公卿補任』応永十一年。

- (25) なお、師冬の息満冬も、応永十七年に権中納言に任じられたことが「公卿補任」に見えることを最後に史料上から姿を消す。その息持冬が永享四年に参議となった際の「公卿補任」の尻付に「故中納言満冬卿子」とあることから、満冬は権中納言を極官として早世したと考えられる。
- (26) 『日記』 応永二十六年七月二日条。ちなみに満済は籠居中に命じられた変異御祈を手替で行った(『日記』 同年六月十一日条)。
- (27) 「善乗院」については、『日記』 応永二十年二月二十五日条に「善乗院出京」と見えるのが初見である。
- (28) なお、同年九月六日条には「善無院金界加行始行云々」とあるが、定期的にも内容の面でも「善乗院」ではないだろうか。国立国会図書館デジタルコレクションより同館所蔵「満済准后日記」原本の画像を閲覧したところ、字形が近いのは「無」だが、「乗」の書き損じである可能性もあるだろう。
- (29) 延徳二年(一四九〇)に久我家と地蔵院門跡との間に起こった山城国久我荘内浄蓮花院田をめぐる相論関係文書を参照のこと(『大日本史料』第八編之四十、延徳二年十二月三十日第二条所収)。
- (30) 応永二十年八月二十八日聖快遺言状、後掲。
- (31) この間の詳細に関しては、石田浩子「室町期における「都鄙」間交流―寺院社会から考える―」(『人民の歴史学』一八二、二〇〇九年十二月)を参照されたい。石田によれば、相覚は地蔵院において聖快の後継者とみなされていたという。
- (32) 満済は、本文で後述する地蔵院の高弟大僧都覚演について「平民」と称している(『日記』 応永三十一年三月二十六日条)。
- (33) 応永十六年十一月十六日に、後村上天皇の皇孫成仁王が聖快のもとに入室し(『大日本史料』第七編之十二、当日条)、翌十七年三月二十七日には聖快より伝法灌頂を受けるが(『大日本史料』第七編之十二、当日条、および同日条補遺(『大日本史料』第七編之十三所収「伝法灌頂雜記」)、成仁はその後史料上に現れなくなる。
- (34) 本郷和人「満済准后日記」と室町幕府(五味文彦編『日記に中世を読む』吉川弘文館、一九九八年)。
- (35) 『日記』 当日条。
- (36) 『日記』 応永二十年正月二十四日条、同年三月八日条。
- (37) 持円の実兄である宝池院義賢(三宝院門跡)、実弟である持弁(山門浄土寺門跡)ともに義持の猶子となり、偏諱を受けている。室町將軍の偏諱・猶子関係については、水野智之「室町將軍の偏諱と猶子―公家衆・僧衆を対象として―」(『室町時代公武関係の研究』吉川弘文館、二〇〇五年、初出一九九八年)参照。
- (38) 『日記』 応永二十年三月二十七日条。
- (39) すべて『大日本史料』第七編之二十八、応永二十四年十二月十一日条(聖快の没日)に収載されている。なお、注53参照。
- (40) 写真帳『大通寺文書』三、六〇丁。
- (41) 同右、六二丁。
- (42) 同右、六二丁。
- (43) 東京大学史料編纂所所蔵影写本『富岡文書』所収。この影写本は明治四十三年、深川八幡宮司富岡宣永氏所蔵文書を影写したもので、他にも、日輪寺別当職等の相伝領掌を安堵する応永二年十月十七日付足利義満御判御教書など地蔵院関係文書が含まれる。
- (44) 応永二十年四月八日条。
- (45) 日輪寺別当職がこの段階で持円に譲られた背景については、山家浩樹氏は、地蔵院と満詮母(義詮室)紀良子・満詮との間には駿河国内の鎌倉明王院別当職付帯所領や同国大岡荘内諸別当職を通じて所縁があったと推測されることから、聖快が満詮の子持円と関東諸職とを結び付けて意識していたためではないかと指摘する。また、満詮の子が地蔵院に入室した背景にはこうした所縁がある可能性も指摘している(駿河国大岡荘と足利満詮)『静岡県史研究』一〇、一九九四年)。
- (46) 「貞心」の例にあたりと考えられるのは、貞応元年(一二二二)十二月二十日の成賢から道教への伝法灌頂である。この伝法については写真帳『大通寺文書』二(一九、二二丁)に同日付の印信と紹文が残るのみで、記録などは見出せないが、成賢の正嫡道教の嫡弟ゆえに自らが三宝院流正嫡であると主張した親快の嫡流である地蔵院門跡にとって、成賢から

道教への伝法灌頂は特別の意味を有するものであったと考えられる。

- (47) 史料④
- (48) 史料④
- (49) 史料③
- (50) 『醍醐寺文書記録聖教目録』三十四上、三百五十五函五七号。
- (51) 応永二十年十一月十一日「金剛界念誦私記」書写奥書(徳富猪一郎氏所藏、『大日本史料』第七編之十九、一六九頁)、応永二十一年二月十九日「後七日記」書写奥書(『東寺金剛藏聖教目録』四十所収、『大日本史料』第七編之二十一、二二八頁)、応永二十二年五月二十一日「孔雀経御修法記」書写奥書(『東寺金剛藏聖教目録』十七所収、『大日本史料』第七編之二十三、四一三頁)、応永二十二年五月二十九日「如法尊勝記」書写奥書(『東寺金剛藏聖教目録』二所収、『大日本史料』第七編之二十三、四一四頁)。
- (52) 『日記』 応永二十四年九月十四日・十五日条
- (53) A、Eすべて写真帳『大通寺文書』三所収。これらの譲状は、注40、42の遺言状等とともに、『大日本史料』第七編之二十八、応永二十四年十二月十一日条に掲載されている。地藏院流代々の相承に関わる文書は、近世には京都大通寺に伝来し、天保十五年(一八四四)八月に大通寺七十一世長老弘阿が修補を加え卷子装とし(各巻末識語)、その後、弘阿によって安政五年(一八五八)五月に六孫王社に神宝として奉納された(各巻裏書)。写真帳『大通寺文書』は、京都大学が作成した影写本『大通寺文書』を撮影・紙焼きしたものである。
- (54) 「台皮子」については、佐々木覚如「地藏院流における台皮籠について」(『密教学研究』三四、二〇〇二年三月)が詳しく論じている。藤原重雄氏の御教示による。
- (55) 応安二年六月八日前大僧正覚雄譲状(写真帳『大通寺文書』三、五六丁)。
- (56) 注42、応永二十年八月二十八日聖快遺言。
- (57) 聖通への譲状が地藏院に伝わっていることから、聖通への譲与が行われたとしても、最終的には地藏院門跡に回収されたと考えられる。
- (58) 称光天皇の大嘗会に関する史料は、『大日本史料』第七編之二十三の関連条に掲載されている。悠紀節会については十一月二十二日条、主基節

会については同月二十三日条参照。本文中で検討する挿頭花の一件は、伏見宮貞成王による「称光院大嘗会御記」、関白一条経嗣の作とされる「大嘗会仮名記」に詳しい記載があるが、これらもそれぞれ該当する条に分載されている。なお、この一件については、石原比伊呂氏が「大嘗会仮名記」の記主を究明する過程で、先例の実態についての検証も含め詳細な検討を行っている(『大嘗会仮名記』の作者に関する覚え書き)『史友』三九号、二〇〇七年)。

- (59) 「称光院大嘗会御記」十一月九日・十七日・二十三日条。それぞれ『大日本史料』第七編之二十三、応永二十二年十一月九日条、同月十八日条、同月二十三日条所収。
- (60) 管見の限りでは聖快に累が及んだ形跡はなく、通宣が失脚した後も、聖快は護持僧の一人として幕府修法の勤仕をつづけた。
- (61) 当該条は国立国会図書館所蔵満濟准后日記原本のデジタル画像によって補訂した。
- (62) 足利満詮の死去、それにもなう仏事などに関しては、『大日本史料』第七編之三十、応永二十五年五月十四日条に関係史料が掲載されている。
- (63) 『看聞日記』 応永二十五年六月八日条。
- (64) 『日記』 応永三十三年五月一日条。
- (65) 応永二十七年三月二十八日快玄紹文案(写真帳『大通寺文書』二、四七丁)。
- (66) 「応永二十七年学衆方評定引付」十二月三日条、(写真帳『東寺百合文書』二〇九、ネ函九五号)。
- (67) 東京大学史料編纂所所蔵影写本『森田清太郎氏所蔵文書』四五丁。
- (68) 『日記』 当日条。またこの日に院・内裏にも初参を遂げている。
- (69) この月次祈禱は応安元年以来、護持僧が月番で勤仕してきた護持僧巡役の北斗法である。この北斗法については、西弥生「中世社会と密教修法―北斗法を通して―」(『日本女子大学大学院文学科研究紀要』八、二〇〇一年)を参照。『日記』によれば、この時期は一年をふた月ずつ六人の護持僧が順番に担当しており、五月・十一月が地藏院の当番だった。『日記』 応永二十八年五月一日条。なお、同じく護持僧である竹内(曼

(100) 『系図纂要』(清和源氏十二、足利將軍家)では「持円、母贈従三藤藏子、妙雲院、地蔵院大僧正」の左に「義快、地蔵院」とあり、『諸家系図纂』(一之三、足利家將軍系譜)では、「持円、大僧正」の左に「義快、地蔵院、青蓮院門跡」とある。後者は後述する青蓮院門跡の義快と混同したものだらう。これらの系図はいずれも『大日本史料』第七編之三十、応永二十五年五月十四日(満詮の没日)条に掲載されている。

(101) 『大日本古文書 醍醐寺文書之四』八三七号。

(102) 写真帳『大通寺文書』二、九七丁。

(103) 同名の人物として、青蓮院門主義快がいる。義快は二条持基の息で、正長元年に青蓮院に入室したが、『看聞日記』永享九年十二月二十七日条によれば、「非_二法器_一之間、被_レ返」、文明三年〜九年の間に加賀国に向し、没したという(小泉宜右「加賀に没した吉峯僧正」加能史料編纂委員会編『加賀・能登 歴史の窓』青史出版、一九九九年)。持円が改名したと思われる時期、この義快は蟄居状態にあったとされる。同時代に存在した人物の(それも吉例とはいえない)法名を改名に用いるかという点に疑問を残すが、政治的な大変動をへて新將軍が就任するといった時期にあたっており、改名はそれに関わるものであった可能性がある。